

2020年12月14日

お客さま 各位

岡崎信用金庫

おかしんインターネット支店取引規定の改訂について

平素は岡崎信用金庫をご利用いただき誠にありがとうございます。
さて、おかしんインターネット支店取引規定を下記の通り改訂いたしますのでお知らせいたします。

記

1. 改訂日

2021年3月1日（月）

2. 改訂目的

外国為替に関する取扱い明記のため

3. 改訂内容

変更後	変更前
<p>第12条（外国為替取引の取扱い）</p> <p>1. 当支店では、<u>外国為替取引（仕向外国送金、被仕向外国送金を含みます。）の取扱いはできません。</u></p> <p>2. <u>被仕向外国送金があった場合は、預金口座へは入金せず、仕向銀行に返却します。</u></p>	<p><u>（追加）</u></p>
<p>第27条（反社会的勢力との取引拒絶）</p> <p>この預金口座は、第28条第3項第1号、第2号①から⑥および第3号①から⑤のいずれにも該当しない場合に利用することができ、第28条第3項第1号、第2号①から⑥または第3号①から⑤の一にでも該当する場合には、当金庫はこの預金口座の開設をお断りするものとします。</p>	<p>第26条（反社会的勢力との取引拒絶）</p> <p>この預金口座は、第26条第3項第1号、第2号①から⑥および第3号①から⑤のいずれにも該当しない場合に利用することができ、第26条第3項第1号、第2号①から⑥または第3号①から⑤の一にでも該当する場合には、当金庫はこの預金口座の開設をお断りするものとします。</p>
<p>第28条（解約）</p> <p>（略）</p> <p>2. 次の各号の一にでも該当した場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当金庫が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。</p> <p>（略）</p> <p>（2）この預金の預金者が第26条第1項に違反した場合。</p> <p>（略）</p>	<p>第27条（解約）</p> <p>（略）</p> <p>2. 次の各号の一にでも該当した場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当金庫が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。</p> <p>（略）</p> <p>（2）この預金の預金者が第24条第1項に違反した場合。</p> <p>（略）</p>

以上

<お問い合わせ先>

岡崎信用金庫E Bサービス 0120-251-039

受付時間 午前8時45分～午後7時00分

（土日、祝日、12月31日～1月3日除く）

※新型コロナウイルス感染拡大防止のため12:30～13:30まで休止時間を設けさせていただいております。